

違法伐採対策について

違法伐採問題

我が国としては、2000年のG8九州・沖縄サミット以来、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的な考え方に基づいて、違法伐採問題の重要性を一貫して主張。

本年7月のG8グレンイーグルス・サミットにおいては、「グレンイーグルス行動計画」として、政府調達や貿易規制、木材生産国支援などの具体的行動に取り組むことに合意した、G8環境・開発閣僚会合の結論を承認。

サミットの成果を踏まえて、「気候変動イニシアティブ」として、我が国の具体的対策を内外に表明。

違法伐採の現状

- 違法伐採：一般的にそれぞれの国の法律に反して行われる伐採。
- インドネシアでは、インドネシア政府と英国政府の合同調査の結果によれば、約50%以上が違法伐採。
- ロシアでは、環境NGO等の調査によれば、20%が違法伐採。

これまでの取組

- 二国間協力：日本とインドネシア間での森林現況や伐採状況の把握などの違法伐採対策の協力。
- 地域間協力：「アジア森林パートナーシップ（A F P）」を通じた、合法性の基準の明確化や木材追跡システムの開発。
- 多国間協力：「国際熱帯木材機関（I T T O）」を通じた、違法木材取引の把握などのプロジェクトの支援。

○グレンイーグルス行動計画
(抜粋)
我々は、G8環境・開発大臣会合の違法伐採についての結論を承認する。この分野における我々の目的を更に推進するため、我々は同会合において指示された結論を、各国が最も効果的に貢献できる分野において行動することにより、推進する。

○日本政府の気候変動イニシアティブ（抜粋）
・「グリーン購入法」により、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材とする措置を導入。（国等の各機関（各府省、独立行政法人等）を対象。地方公共団体・地方独立行政法人にも努力義務。）
・違法木材の輸入や取引を止めるための任意の行動規範の策定に向け、各國へ働きかけ。
・履歴追跡システムの開発、ガバナンスの向上、腐敗防止のための教育、普及啓発、貧困対策、合法性の基準や確認・監視システムの構築、貿易統計の分析による違法木材取引の把握等総合的に取組。
・2006年内にG8各国の専門家による議論を推進。

グリーン購入法の仕組み

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

目的（第1条）

環境負荷の低減に資する物品・役務（環境物品等）について、

- ① 国等の公的部門における調達の推進 ⇒ 環境負荷の少ない持続可能な社会の構築
- ② 情報の提供など

国等における調達の推進

「基本方針」の策定（第6条）

各機関が調達方針を作成する際の基本的事項

国等の各機関（第7条） (国会、裁判所、各省、独立行政法人等)

毎年度「調達方針」を作成・公表

調達方針に基づき、調達推進

調達実績の取りまとめ・公表
環境大臣への通知

環境大臣が各大臣等に必要な要請（第9条）

地方公共団体・地方独立行政法人

（第10条）

- ・毎年度、調達方針を作成
- ・調達方針に基づき調達推進
(努力義務)

環境調達を理由として、物品調達の総量を
増やすこととならないよう配慮（第11条）

事業者・国民（第5条）

物品購入等に際し、できる限り、
環境物品等を選択
(一般的責務)

情報の提供

製品メーカー等（第12条）

製造する物品等についての適切な環
境情報の提供

環境ラベル等の情報提供団体（第13条）

科学的知見、国際的整合性を踏まえた情
報の提供

国（政府）

- ◆ 製品メーカー、環境ラベル団体等が提供する情報を整理、分析して提供（第14条）
- ◆ 適切な情報提供体制のあり方について引き続き検討（附則第2項）

グリーン購入法「基本方針」に係るパブリックコメント実施について (違法伐採対策関係)

1. 概 要

環境省は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める特定調達品目及びその判断の基準等の見直しの概要（案）に対する意見を募集するため、パブリックコメントを実施。

2. 募集期間

平成18年1月10日（火）～1月31日（火）

3. 内 容

合法性・持続可能性が確認された木材の調達推進に関する判断基準の見直し等について実施。具体的には、次のとおり。

- ・紙類 : フォーム紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、ジアゾ感光紙、印刷用紙（カラー用紙を除く）及び印刷用紙（カラー用紙）について、違法伐採材に係る「判断の基準」及び「配慮事項」を追記
- ・文具類 : 文具類共通について、違法伐採材に係る「判断の基準」及び「配慮事項」を追記
- ・機器類 : 機器類について、違法伐採材に係る「判断の基準」及び「配慮事項」を追記
- ・インテリア・寝装寝具 : ベッドについて、違法伐採材に係る「判断の基準」及び「配慮事項」を追記
- ・公共工事 : 製材、集成材、合板、単板積層材、パーティクルボード、繊維板及び木質性セメントについて、違法伐採材に係る「判断の基準」及び「配慮事項」を追記

なお、林野庁の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（案）」は、参考資料として添付。

グリーン購入法「基本方針」見直し(案) (違法伐採対策関係の例)

(※現在パブリックコメント中の「基本方針」見直し(案)より抜粋。)

紙類(フォーム用紙)

【判断の基準】

- ① 古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。
- ② バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。
- ③ 塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。

【配慮事項】

- 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
- バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

公共工事(製材)

【判断の基準】

- ① 間伐材、林地残材又は小径木であること。
- ② ①を満たすことが困難な場合は、原料として使用される原木は、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法な木材であること。

【配慮事項】

- 原料として使用される原木(間伐材、林地残材、小径木を除く。)は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

備考欄(文具類)

木質材料及びバージンパルプの合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係わる確認については、林野庁作成木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年〇月〇日)に準拠して行う。

なお、平成18年4月1日以前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、合法な木材であることの証明は不要とする。

木材・木材製品の合法性、持続可能性の 証明のためのガイドライン（案）の概要

1. 概 要

本ガイドラインは、木材・木材製品の供給者が合法性、持続可能性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項等を取りまとめたもの。

2. 定 義

（1）合法性

伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし手續が適切になされたものであること。

（2）持続可能性

持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

3. 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明方法

（1）森林認証制度及びC。C認証制度を活用した証明方法（参考1）

- ・ 森林認証制度及びC。C認証制度は、持続可能な森林経営の行われている森林を第三者機関が評価・認証し、そこから生産された木材・木材製品を分別管理することにより、消費者が選択的にこれらを購入できるようにする制度。
- ・ 森林認証を取得した森林から生産された木材・木材製品がC。C認証制度と連結し、認証マークが押印された木材・木材製品、伝票等をもって証明。

（2）森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法（参考2）

- ・ 関係団体は、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品を供給するための自主的行動規範を作成。団体の認定事業者が証明書の交付を繰り返すことにより、合法性、持続可能性の証明の連鎖を形成。

- 伐採段階においては、
 - 合法性について、伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし手続が適切になされた旨、
 - 持続可能性について、原木が持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものである旨を証明書に記載。
- 加工・流通段階、納入段階においては、合法性、持続可能性の証明がなされたものである旨を証明書に記載。

(3) 個別企業等の独自の取組による証明方法（参考3）

- 規模の大きな企業等が独自の取組によって森林の伐採段階から納入段階等に至るまでの流通経路等を把握した上で証明。
- 合法性、持続可能性については、(2) の証明方法と同等のレベルで信頼が確保されるような取組。

4. 証明書の保管等

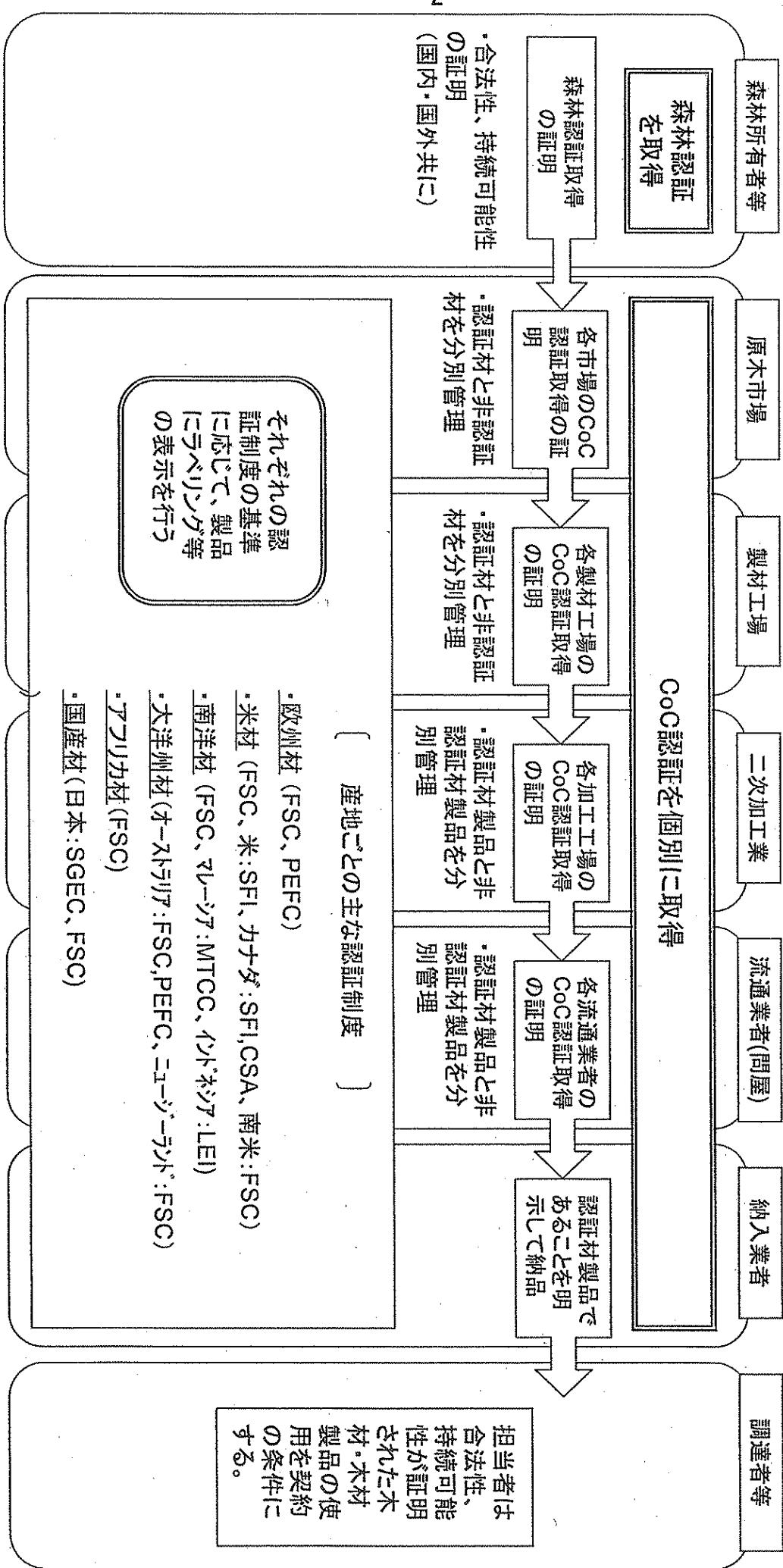
事業者は、証明書を一定期間保管することとし、その証明の根拠を求められた場合は関係書類等を提示。

5. 取組状況の検証と見直し

本ガイドラインについては、関係団体、学識経験者、環境N G O等で構成される協議会を設け、木材・木材製品分野における関係者の取組状況を検証し、必要に応じて適切な見直しを実施。

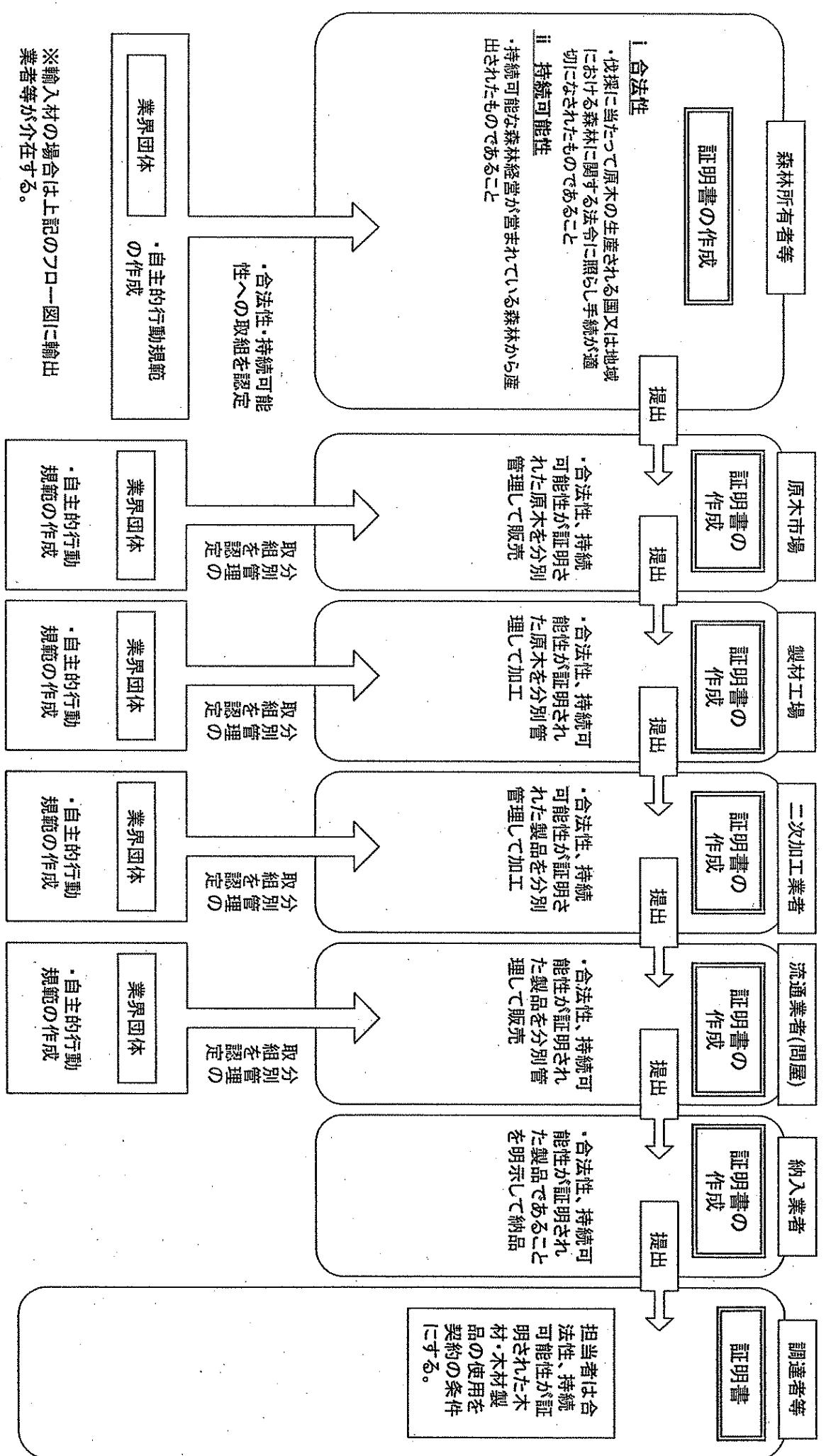
参考1

森林認証及びCoC認証を活用した証明方法のイメージ図



参考2

関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法のイメージ図



参考3

個別企業等の独自の取組による証明方法のイメージ図

(個別企業等の独自の取組については多様なものが想定され、本イメージ図はその一例)

